

令和 7 年 第 205 号



資料の存在及び収納密封保存に関する

事実実験公正証書

本職は、令和 7 年 8 月 1 9 日、嘱託人竹内祐樹の下記
嘱託の趣旨に基づき、嘱託人会社が同日現在保有する
資料が存在し、これらを収納密封保存することに関し
その収納密封保存現場に立会い目撃した事実を録取し
て、この証書を作成する。

嘱 託 の 趣 旨

嘱託人は、嘱託人が取得済みの特許に関し、将来紛
争が生じた場合に備えるため作成した文書及びそのデ
ータを収納した記憶装置が現時点で存在すること、お
よびこれらを収納密封保存したことの証明のため、公
証人において、その作業現場に立会いの上、目撃見分
した事実を録取した公正証書を作成されたい。

見分の経過とその結果

本職は、令和 7 年 8 月 1 9 日 時頃、東京都千代田
区麴町 4 - 4 - 7 所在麴町公証役場において、嘱託人
竹内祐樹が、下記の処置を実行するのを目撃した。

記

1 嘱託人は、本職に対し、①「『循環型価値表現物
構成記述書（完全封鎖版）』」と題する冊子1冊、
②「～その他①～事業内容」と題する冊子1冊、③
「全体整理・構成的一致構成論に基づくアルゴリズム
構造体系」と題する冊子1冊、④「受領書」と題
する冊子1冊、⑤「『循環型価値表現物構成記述書
（完全封鎖版）』」「著作権としての権利範囲・行
為種類と解説など」と題する冊子1冊及び⑥記憶装
置（USB）1個の6点を順次提示した。

2 嘱託人は、これら6点は、嘱託人が取得済みの特
許に関し、将来紛争が生じた場合に備えるため作成
した文書及びそのデータを収納した記憶装置（USB）
である旨、及び①ないし③の3点は一体のもの
である旨説明した。

なお、①ないし⑤の各冊子には、それぞれ「20
25年8月12日福岡県北九州市八幡西区引野2－
8－18竹内祐樹」の署名と「竹内」の押印があり
かつ、令和7年8月12日付の公証人による確定日
付が付されている。

3 次に、嘱託人は、上記①ないし⑥の6点を、持参

1	した段ボール箱（段ボール番号PK001）に封入方式で
2	格納した上、持参した包装用粘着テープで包装し、
3	その包装部分に同人がそれぞれ封印したので、本職
4	も同様これに職印を用いて封印を施した。これによ
5	り封印を施した包装用粘着テープを破損しない限り
6	各段ボール内の冊子及び記憶装置を取り出すことは
7	不可能な状態となった。
8	以上により、囑託人は、囑託人及び本職が封印した
9	状態のままの①ないし⑥の6点在中の段ボール箱（段
10	ボール番号PK001）1箱を保管するものである。
11	本 旨 外 要 件
12	住 所 福岡県北九州市八幡西区引野2－8－18
13	職 業 会社役員
14	囑託人 竹 内 祐 樹
15	昭和60年3月19日生
16	上記は、運転免許証の提示により人違いでないことを
17	証明させた。
18	前記各事項を囑託人に閲覧かつ読み聞かせたところ、
19	その正確なことを承認し、次に署名捺印する。
20	囑託人 竹 内 祐 樹 印

	(公)	(証)	(人)	(役)	(場)
1	この証書は、本職が、令和7年8月19日、本職役場				
2	において、法律の規定に従って作成し、次に署名捺印				
3	する。				
4	東京都千代田区麹町4丁目4番7号				
5	東京法務局所属				
6	公 証 人		堀		嗣 亜 貴®
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

公 証

	(公)	(証)	(人)	(役)	(場)
1	この謄本は、令和7年8月19日本職役場において原				
2	本に基づき作成した。				
3	東京都千代田区麴町4丁目4番7号				
4	東京法務局所属				
5	公証人	佐々木 利雄			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

公証